

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 17 号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和 55 年岩手県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
別表第 1 調整基本額表（第 2 条関係） 1～5 [略] 6 医療職給料表（2） <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 級</td><td><u>6,100 円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> 7 [略]	職務の級	調整基本額	1 級	<u>6,100 円</u>	[略]		別表第 1 調整基本額表（第 2 条関係） 1～5 [略] 6 医療職給料表（2） <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 級</td><td><u>6,200 円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> 7 [略]	職務の級	調整基本額	1 級	<u>6,200 円</u>	[略]	
職務の級	調整基本額												
1 級	<u>6,100 円</u>												
[略]													
職務の級	調整基本額												
1 級	<u>6,200 円</u>												
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。